

総社市教育委員会告示第4号

総社市保育士支援金支給要綱（平成29年総社市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市教育委員会教育長 久山延司

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>(届出) 第5条 教育委員会は、支援金の支給に当たり、対象保育士等から総社市保育士支援金届出書に、次に掲げる書類を添付の上、提出させるものとする。 (1) 略 <u>(2) 略</u></p>	<p>(届出) 第5条 教育委員会は、支援金の支給に当たり、対象保育士等から総社市保育士支援金届出書に、次に掲げる書類を添付の上、提出させるものとする。 (1) 略 <u>(2) 社会保険の被保険者であることを証する書類</u> <u>(3) 略</u></p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。